

愛知県いじめ問題調査委員会調査報告書の概要

1 事案の概要

本生徒が欠席がちになる中で、2022年5月、愛知県内の私立高校2年生（当時）の親しかつた女子生徒間で、SNSへの書き込み内容をめぐってトラブルとなった。

同年6月、保護者から学校に対し、本生徒には希死念慮があり、生徒間のやりとりの問題がある旨の電話連絡があったことから、学校は、本事案について知ることとなった。

本生徒はその後出校できずにいた同年7月、自殺を企図した。

学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態の疑いがあると判断し、同年7月、愛知県知事に重大事態の発生を報告した。

2023年1月、学校は、知事に第三者委員会の調査結果を報告した。

また、同日、本生徒及び保護者は、学校が設置した第三者委員会の調査結果に対する意見書を提出し、第三者委員会が行った調査は不十分等を理由に、県による再調査を希望した。

同年2月22日、知事は、学校の対応について十分な調査が尽くされていないと判断し、法第31条第2項に基づく再調査を行うこととし、愛知県いじめ問題調査委員会に調査を依頼した。

2 愛知県いじめ問題調査委員会の役割

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の施行に伴い、愛知県では、「愛知県いじめ問題対策委員会及び愛知県いじめ問題調査委員会条例」を制定し、この条例に基づき、いじめによる重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するために、学校の設置者又はその設置する学校が調査を行った結果について、知事による調査を行う機関として本委員会を2014年11月から設置している。

本委員会では、学校の設置者又は学校が行った調査に関する、①調査のプロセスや方法、②調査の分析、③再発防止策について、「いじめの防止等のための基本的な方針」

（2013年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）等に基づいて、適切に行われたかどうかを検証することとしている。

（重大事態についての認定や、いじめに関する個々の事実の認定自体については、本委員会として検証を行うものではない。）

（委員名簿）

氏名	職名
いまづ 孝次郎（委員長） <small>いまづ こうじろう</small>	星槎大学大学院 特任教授 <small>せいさき</small>
たかぎ 宏 <small>たかぎ ひろし</small>	愛知県精神医療センター 院長
たかはし 直紹 <small>たかはし なおつぐ</small>	弁護士
やまだ 麻紗子 <small>やまだ まさこ</small>	日本福祉大学福祉社会開発研究所 研究所員
よろぎや 育子（委員長職務代理者） <small>よろぎや いくこ</small>	特定非営利活動法人CAPNA 理事 <small>キャプナ</small>

3 調査の経過

2023年3月から2024年1月までに11回の委員会を開催し、調査報告書を取りまとめた。

本事案は、特に、学校のいじめに対する認識と初期対応が十分でなかったと考えられることから、学校のいじめ防止対策の体制等について、重点的に調査を実施した。

4 本委員会の検証結果

(1) 学校の対応と問題点

① 初期対応

当該私立高校（以下、「本学校」という。）は、本生徒の保護者から電話で、本生徒に希死念慮があることや、生徒間のやりとりの問題があることを伝えられたことで、本事案を知り得ることとなり、その翌日に、本生徒及び保護者と、担任及び副担任との面談が行われた（その4日後には本生徒及び保護者の代理人弁護士が窓口になる旨の連絡を入れ、学校側は本生徒からの聴き取り等を行えなくなっている）。

この本生徒側の申出に対し、学校側は、仲のよい友人同士のトラブル・仲違い程度として、深刻に受け止めていなかったきらいがある。しかしながら、結果として「いじめ」が原因であるか否かはともかく、学校は、まず初めに、本生徒が死にたいと思う程の辛い心情にあることを真摯に受け止めて対応すべきであった。学校側の受容的姿勢が本生徒側に伝わらなければ、学校は理解してくれないと感じ、学校に対して不信感を持つのは当然である。

法で定める「いじめ」の概念が広く定義（※）されているのも、その言動で心身の苦痛を感じている生徒の心情にいち早く寄り添い、対応するためという面もあると考えられるが、学校側にその点の理解不足があった。

※法第2条（いじめの定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

② 学校いじめ防止基本方針

本学校では、法で定める学校いじめ防止基本方針を制定し、いじめ問題に学校全体で組織的に取り組むため、いじめ問題に特化した機動的な学校いじめ対策組織を設置すること等が規定されている他、インターネット上のいじめへの対応についても定められている。

しかしながら、学校いじめ対策組織が実効的に活動している状況にはなく、本事案においても機能しなかった。また、ネット上のいじめを疑う意識に至らなかった。

本事案のように、人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立等の「いじめ」という言葉を使わない場合であっても、「いじめ」を前提にし、学校いじめ防止基本方針に沿って、学校いじめ対策組織により対応すべきであった。

③ 「いじめの防止等の対策のための組織」による対応

本学校では、学校いじめ防止基本方針において、学校いじめ対策組織について規定しているが、本学校の校務運営における組織表に記載はなく、十分に全教職員に認知されていなかった。「いじめ」に関していち早く組織で対応するという体制整備や認識が不十分であったことがうかがえる。

④ 生徒への対応

本学校は、本生徒が死にたいと思う程の辛い気持ちを持っているとの訴えがあったことから、まず第一に取り組むべきこととして、心のケアや配慮を最優先にした、寄り添い支える対応が十分になされるべきであった。

⑤ 第三者委員会について

本学校は、本事案を把握してから2か月以上が経過した後、第三者委員会を設置しているが、より速やかに立ち上げて調査をし、本生徒側に丁寧に説明できていれば、信頼関係を損ねていた本学校と本生徒側の関係改善を図ることができた可能性はあった。

また、第三者委員会の立ち上げ当初、外部有識者と学内教職員による構成としており、第三者の捉え方に関する理解不足があったため、信頼関係のさらなる悪化を招いた。なお、本生徒側から第三者性に異議が出されたため、結果として、外部有識者3名によって構成する第三者委員会にあらためた。

本事案のように、かなり早い段階から学校側との関係が悪化している状況にあっては、学校とは関係のない中立的な第三者による「第三者委員会」を立ち上げる必要があった。

(2) 本委員会としての再発防止に向けての提言

今後の学校現場におけるいじめの未然防止や早期発見、重大事態が発生した場合の適切な対応に役立てるため、本委員会として以下のとおり提言する。

① いじめの正しい理解と認識について

SNSによる書き込みやメール等のやりとりについては、学校外で行われることも多く、把握が困難となる中、ささいな情報にも目配りし、児童生徒の感じる被害性に着目することが必要になる。「いじめ」という表現がなくとも、児童生徒間の関係性から発生した心身の苦痛が訴えられた際には、まずは、児童生徒の言葉、声を真摯に受け止め、「いじめ」を前提に早期から適切に対応することが必要である。

② 初期対応を機能させるための取組

的確に「いじめ」の疑いに関する情報を共有し、組織的に対応できるような体制整備が必要である。初期対応が適切に実行されるためには、初期対応のマニュアルが重要となり、教職員全員で共通認識をもって対応できるよう、研修の実施や意識付けが必要である。

また、いじめの未然防止や早期発見のためには、いじめに特化したアンケートの定期的な実施等、いじめの実態把握に取り組む必要がある。

③ 被害児童生徒に寄り添い支える体制

児童生徒が希死念慮を持っている場合は、特段の配慮が必要不可欠であり、心理や福祉の専門家等、外部専門家の協力を得ながら、児童生徒に寄り添い、学校全体で連携・協力して支えていく必要がある。児童生徒間のトラブル等が生じた際は、当人同士だけでは解決・修復が困難な場合があるため、学校は、融和に向けた対面の場を設ける等、歩み寄って働きかけることも必要な場合がある。ただし、とにかく対面させたり、謝罪の場を設けたりすればよいというのでは、却って事態を悪化させる可能性がある点は注意すべきである。

④ 教職員に対する研修

「いじめ」についての理解を深め、対応についての共通認識を、全教職員に浸透させ、理解増進を図る必要があるため、教職員に対する研修は重要となる。その際、「いじめ」という言葉が使われなくとも、人間関係を原因とした心身の異常や変化についての相談や訴えがあった場合は、「いじめ」の疑いを持って、「いじめ」を前提に対応するということを、全教職員に意識づける必要がある。

⑤ メールやSNS等の情報モラル・マナー（メディア・リテラシー）教育の実施及びコミュニケーション力の育成

インターネットの普及に伴い、パソコンやスマートフォンによるコミュニケーション（メディア・コミュニケーション）が、児童生徒にも広く活用されているため、その危険性とあわせて、個人同士のコミュニケーションにとっての不便性について深く理解する必要がある。

危険性は、誹謗中傷、詐欺、成りすまし、性犯罪、個人情報漏洩等の諸問題から、昨今では情報モラルが強調され、情報教育の授業が行われている。

しかしながら、不便性の理解は不十分である。ラインやインスタグラム、エックス（旧ツイッター）等は、短文しかも短縮語、絵文字、写真・動画等による情報発信であり、送り手の情報内容やニュアンスは誤解・曲解されたり、欠落したりするため、不便性が高く、しばしばトラブルが発生する。典型的な誹謗中傷でなくとも、わずかな食い違いから生じるトラブルが、本格的な「いじめ」へとつながっていく場合は少なくない。

真のコミュニケーションは、直接会って、相手の視線や表情、口調、しぐさ等を含めた対人関係全体を通じて実現するものである。

そこで、学校が行ういじめ防止教育を一層広い取組として充実させるため、メディア・リテラシー教育として、次の3つの新たな課題に取り組むことで、ネット上でも相手を思いやる気持ちを育て、対人関係に不可欠な基本的スキルが習得でき、ひいてはいじめの未然防止につながるものである。

- I メールやSNSのメディアとしての特徴である不便性を理解し、送り手の何気ない送信内容が、思いがけず、受け手にとっては疑問や不信、心理的な傷を与えるような事態を引き起こす場合もあることを認識する。
- II 奥深いコミュニケーションが必要ならば、直接対面関係（ヒューマン・コミュニケーション）で話し合うようにする。メールやSNSでトラブルが生じたら、速やかに直接対面関係に移し、じっくり話し合って互いの真意を理解し合う。こうした経験が、対人関係スキルを育む。
- III メールやSNSで文章や文字を送信する際は、一呼吸おいて、読み返すことが重要である。冷静になって読み返すことで、不本意に相手を傷つけたり、誤った伝わり方をするリスクを未然に防止できる。

⑥ 児童生徒に対する幅の広い「いじめ」防止教育

軽い気持ちで発した言葉や言葉足らずの発言等が、意図せず人を深く傷つけてしまうことがあり、「いじめ」につながる場合がある。人によって、またその時々心理状態・精神状態や置かれた状況等によって、感じ方や受け止め方、気持ちはそれぞれ異なるため、言葉の伝わり方は複雑であり、捉え方次第となり、日常的な友人関係上のトラブルや仲違いの要因となり得る点に留意する必要がある。

児童生徒に対し、「いじめ」とは何かを認識させるにあたり、人間関係の難しさについて意見交換させたり、主体的に考えさせたりする機会を設ける等、幅の広い「いじめ」防止教育を行うことが必要である。

その際、学校いじめ対策組織の存在や活動が、児童生徒に容易に認識されるような取組を行うのが有効である。